

(基準の特例)

第 21 条の 2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長又は消防署長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、第 16 条の 3 と同様に特例の基準は、従来、火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具にあつては、その取扱い及び周囲の状況からそれぞれ総合的に判断して当該規定の適用ができることとされていたが、技術開発により出現する特殊の器具についても火災予防上支障がないものについては同様の扱いができるものとした規定である。

なお、離隔距離の特例については、第 16 条の 3 の【解釈及び運用】を参照のこと。